

商法

次の【設問】の(1)、(2)の両方に答えなさい(配点は1:3)。なお、(1)と(2)は独立した問題である。解答に際しては、適宜、条文を挙げる。解答用紙は、表面(30行)のみを使用すること。

甲株式会社(以下、「甲会社」という。)は、株券発行会社である公開会社であり、種類株式発行会社ではない。令和5年1月末の時点で、甲会社の発行済株式総数は200株であり、そのうちY1が100株、Aが40株、Bが30株、Cが30株を保有している。また、甲会社の取締役はY1、Y2及びY3であり、代表取締役はY1である。なお、甲会社は基準日の制度を採用していない。

同年2月1日、Dは、Bから甲会社株式30株を譲り受け、甲会社に対し、Bから交付を受けた当該株式にかかる株券を提示して、適法に株主名簿の名義書換を請求した。これに対し、甲会社は、過失によりDの名義書換請求を放置したため、甲会社の株主名簿上、Bが株主のまま記載されていた。

【設問】

(1) 令和5年6月20日、甲会社は定時株主総会を開催したが、それに先立ちBに招集通知を発し、同人に議決権を行使させた(以下、「本件決議」という。)

甲会社が本件決議において、Bに議決権を行使させたことの適法性について、BD間の株式の譲渡の効力に触れたうえで、論じなさい。

(2) Aは株主総会においてY1に批判的な言動を繰り返すようになった。Aは反社会的勢力である団体に所属する者であることから、Y1はAによる議決権行使は甲会社の利益に反すると考えた。そこで、Y1は、甲会社がY1の友人Eに500万円を贈与し、EにAの保有する甲会社株式の全部を500万円で買い取らせることを、取締役会に提案した。そして、Y2とY3はこの提案に賛成した。その後、Y1はAと交渉したところ、Aもこれに応じることに同意した。そこで、甲会社は、Eに500万円を贈与し(以下、「本件贈与」という。)、Aは、その保有する甲会社株式の全部をEに譲渡し、株券を交付した。

① 本件贈与に関して、EおよびY1は、会社法上、甲会社に対してどのような責任を負うか(なお、会社法423条は検討しなくてよい。)。また、② 本件贈与を知ったCは、当該責任に関して会社法上どのような請求ができるか。

(80点)